

# 令和6年度豊島区居宅介護支援事業者に関する ケアプラン点検実施方針・実施計画

## 1 点検実施方針

### (1) 目的

個々の利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に達していないサービス提供を改善することにより、利用者の自立支援に資するサービスの提供の実現と介護給付の適正化を図る。

### (2) ケアプラン点検の形態

次に掲げる点検・支援の方法により、対象となる居宅介護支援事業者に対して区の被保険者に関する個別の居宅サービス計画等について、法第23条等に基づき資料の提出を求めて行う。

#### ① 個別形式（区独自）

区が定める点検シートに従い、点検・支援を行うもの

### (3) 点検・支援の選定について

- ① 毎年度、給付実績を確認のうえ居宅介護支援事業者を選定する
- ② その他、特に点検・支援が必要と認められるサービス事業者等を選定する

### (4) 個別形式（区独自）における点検・支援の実施方法

#### ① 実施通知

点検・支援の対象事業者に対して、あらかじめ点検・支援の根拠規定及び目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等について通知する。

#### ② 点検・支援方法

区は、居宅介護支援事業者から提出のあった文書その他の物件等の点検・支援に加えて居宅介護支援を担当する者に質問又は照会をすることができる。

#### ③ 面談・確認（書類の点検後、必要に応じて面談し確認する）

居宅サービス計画に位置付けた課題やサービスに対して、根拠が不明又は不十分なものに対して、面談により確認する。

#### ④ 点検・支援の結果通知

点検・支援の結果は、ケアプラン点検結果表（様式1）により通知を行う。

### (5) ケアプラン点検における重点項目

利用者にとって、自立支援・重度化防止に資する居宅サービス計画が作成されているか以下の項目を重点的に点検・確認する。

- ① i アセスメントの実施及び課題分析の質の向上
- ii 居宅介護支援に係る記録の整備について
- iii [福祉用具貸与] 福祉用具の利用の妥当性、継続して受ける必要性について検証した記録

- iv [医療系サービス] 医療と介護の連携の記録
- v [訪問介護] 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を超えているもの
- vi [短期入所サービス] 短期入所サービスの認定の有効期間のおおむね半数を超えての利用

**(6) ケアプラン点検対象**  
指定居宅介護支援事業者

**2 指導実施計画**

ケアプラン点検は、選定した居宅介護支援事業者の利用者のケアプランを対象に行う。実施については、概ね令和6年5月以降に順次予定しており、該当事業者には上記の「1(4)①」により個別に通知する。